

# 工場設置・変更認可申請の手引き



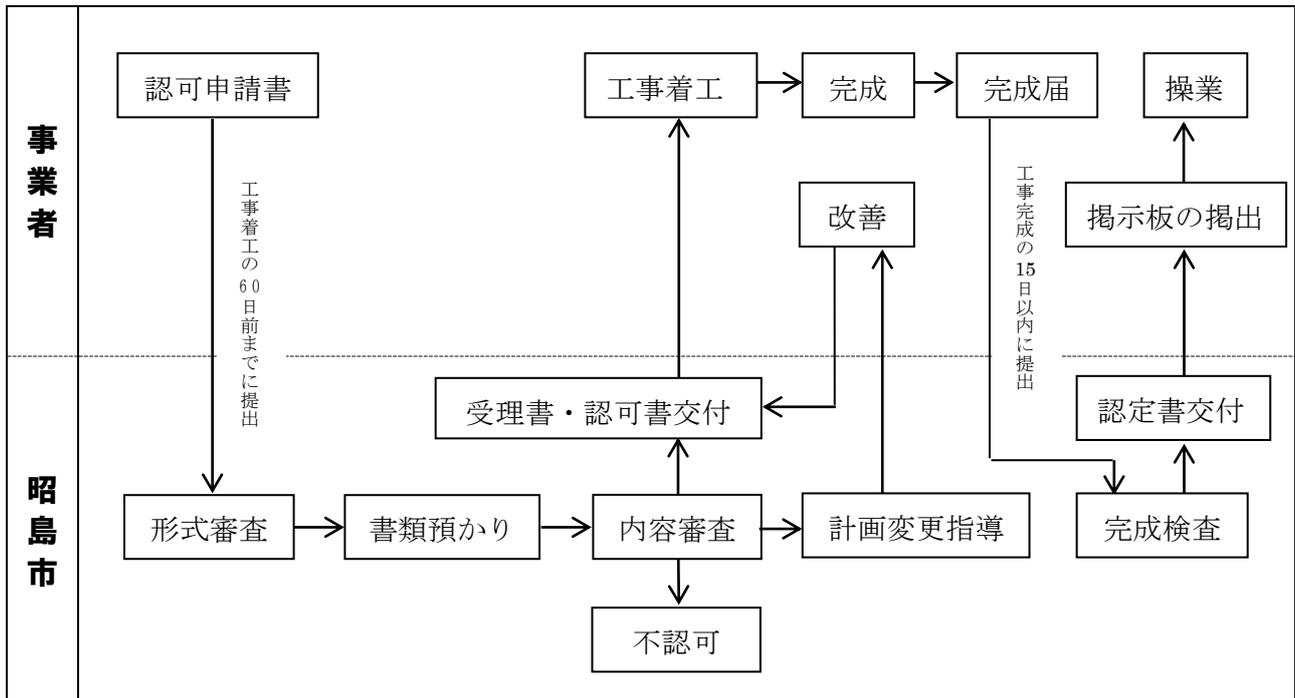
昭島市環境部環境課 環境保全係

# 工場設置・変更認可の手続きについて

昭島市環境部環境課 環境保全係

東京都では、工場などによる事業活動に伴って発生する公害を未然に防ぐため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という）」に基づき、工場の認可制度を設けています。この制度は、工場の設置または変更が予定される時点において、その工場が条例に規定される規制基準等に適合するか否か行政が審査し、必要に応じて指導を行うものです。

下の図は、工場の設置または変更を計画したときから、操業を開始するまでの事務手続を表したものです。



## 1 手続きのあらまし

### (1) 工場設置（変更）認可申請

工場を新たに設置または変更しようとする場合は、設置・変更に係る工事着工の60日前までに、所定の申請書を提出してください。

申請は、所定の様式に必要事項を記載し、建物の構造、施設の設置図などの必要書類を添付して、環境課へ正副2部で提出してください。提出された書類は、窓口で形式的な審査をし、一度お預かりいたします。

### (2) 審査

提出された書類に記載されている申請内容について、条例に基づき審査をします。

### (3) 認可

審査の結果、申請内容が条例の規定に適合すると認められた場合は、申請が受理された日から60日以内に認可書が交付されます（工場の施設が特殊である場合は60日を越えることもあります）。なお、認可書は再交付しませんので大切に保管してください。

#### (4) 設置工事

認可書が交付された段階で、工場の設置または変更に係る工事を開始することができます。工事については、認可書の内容を確認し、周辺住民に十分配慮したうえで実施してください。

#### (5) 工事完成届出書

工事が完成したら、その日から15日以内に「工事完成届出書」を提出してください。工事完成届出書の様式は、認可書交付の際に一緒にお渡しします。なお「完成」とは、施設を稼働させ、ばい煙等の防止の効果が検査できる状態になった段階のことをいいます。

#### (6) 検査

完成した工場が認可内容や関係法令に適合しているか、職員が立入検査により確認します。

#### (7) 認定

検査の結果、完成した工事が認可内容や関係法令に適合すると認められた場合は、完成届が受理された日から10日以内に認定書が交付されます。

認定書が交付されてはじめて、操業を開始することができます。なお、操業の開始後も公害防止のためのいろいろな責務が課せられています。注意して操業してください。

#### (8) 表示板の掲出について

認可を受けた工場は条例に定められた様式により、表示板を工場入口などの見やすい位置に掲出してください（様式は別紙資料参照）。

## 2 申請に必要な書類等

### (1) 工場設置（変更）認可申請に必要な書類

（様式）

#### ○ 必須

- ・ 工場設置（変更）認可申請書（その1、その2、別紙1その1、その2、その3）

#### ○ 該当するもののみ記入

- ・ ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法（別紙2その1）
- ・ ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法（別紙2その2）
- ・ 粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法（別紙3）
- ・ 粉じん発生施設（堆積場、コンベア、破碎機、磨砕機、ふるい、バッチャープラント、製綿機）の構造並びに使用及び管理の方法（別紙4）
- ・ 汚水の発生施設の構造等（別紙5その1）
- ・ 汚水の処理の方法（別紙5その2）
- ・ 騒音又は振動発生施設の構造等（別紙6）
- ・ 地下水の揚水施設の構造等（別紙7）

（添付書類）

- ① 工場周辺の付近図（学校・病院及び道路の状況を明示すること。）
- ② 敷地内建物の配置図及び構造図
- ③ 建物内の施設の配置図
- ④ 施設の構造図

様式については、紙媒体のものを環境課の窓口でご用意しております。また、昭島市役所のホームページ上でPDFファイルをダウンロードできます。

「別紙2～7」については、業種及び施設の内容によっては不要なものもありますので、職員がご説明いたします。

(2) 工事完成届に必要な書類（工事完成届出書）

紙媒体の様式は環境課の窓口でご用意しております。また、昭島市役所のホームページ上でPDFファイルをダウンロードできます。

(3) 申請手数料

申請にあたっては手数料が必要になります。設置認可については、作業場床面積によって金額が異なります。認可書交付の際にお支払いください。

設置認可	作業場床面積	500 m <sup>2</sup> 以下	8,700 円
		500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	14,200 円
		1000 m <sup>2</sup> を超えるもの	20,200 円
変更認可	作業場面積に係わらず		7,600 円

3 申請書の提出先

昭島市環境部環境課 環境保全係（市役所2階 7番窓口）

連絡先：(042) 544-5111（内線 2297・2298）

4 公害防止管理者の設置及び届出

規則で定める規模以上の工場は、公害防止管理者の設置及び届出が必要です。

5 関係法令についての確認

設置または変更を計画している工事の事業内容や規模等によっては、建築基準法など他の法令の規定でそれらの行為が制限される場合があります。疑問がある場合は、関係機関へ必ず事前にお問合せください。

6 条例以外の法令による手続

工場に設置する機械・設備によっては、騒音規制法や振動規制法等による規制を受ける場合があります。工場認可と併せてそれぞれの法令に基づく手続が必要ですので、必ずご確認ください。

例) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（市窓口）

水質汚濁防止法に基づく特定施設（都窓口） など

# 「その1」の記入要領

その1

① 工場 設置 変更 認可申請書

②

○年 ○月○○日

③

(あて先) 昭 島 市 長

④

住所 東京都昭島市○○町○丁目○番○号

氏名 株式会社あきしま環境 代表取締役 昭島 太郎

⑤

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第81条第1項

第82条第1項

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

⑥ 既 認 可 番 号 等	認可番号・年月日	第 号	年 月 日
	変 更 事 由	1 業種	2 作業 3 建物 4 施設
⑦ 工 場 の 名 称	株式会社あきしま環境 第1工場		
⑧ 工 場 の 所 在 地	昭島市○○町○丁目○番○号		
⑨ 地 域 等	用途地域	水 域	
	準工業地域	多摩川	
⑩ 業 種 ① 作 業 の 種 類 ②	① 8 8	② 1 号	
	廃棄物処理業	2.2kW以上の原動機を使用する作業	
⑪ 主 要 生 産 品 目	廃プラスチック類、廃飲料用缶、ガラス		
⑫ 資 本 金	500 万 円	作 業 時 間	9時00分から 17時00分まで(8時間)
	6 m	⑭ 100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 △位置:別紙( ) のとおり <input type="checkbox"/> 無
⑮ 工 事 着 工 予 定	○年 ○月○○日	⑯ 工 事 完 成 予 定	○年 ○月○○日
⑰ 従 業 員 数	10 人	⑲ 常 用 雇 用 者 数	5 人
⑲ 公 害 防 止 担 当 部 課	担当部課 技術部 責任者氏名 昭島 次郎		
⑳ 連 絡 先	所 属 株式会社あきしま環境		
	氏 名 総務部 昭島 三郎 電話番号 042-000-0000 (ファクシミリ番号 042-000-0000× 電子メールアドレス saburo@akishimakankyo.co.jp)		
※受 付 欄		※手 数 料	

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。

3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。

5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。

6 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

- ① **設置・変更** 該当しないものに2重線を引いてください
- ② **年月日** 書類の提出日を記入してください
- ③ **あて先** 「昭島市長」と記入してください
- ④ **住所・氏名・電話番号**  
住所 法人：本社の所在地  
個人：申請義務者の住所  
氏名 法人：法人名（社名）、代表者の役職名、代表者名  
個人：申請義務者の氏名
- ⑤ **第81条第1項・第82条第1項**  
設置の場合は「第81条第1項」、変更は「第81条第2項」。該当しないものに2重線を引いてください
- ⑥ **既認可番号等（※ 工場変更認可申請時のみ記入）**  
認可番号・年月日：最後に変更認可申請をした際の認可年月日及び認可番号  
変更事由：変更の場合、該当番号を○で囲ってください
- ⑦ **工場の名称** 「○○産業△△工場」のように分かりやすく記入してください  
法人：申請を行う工場の名称  
個人：申請者の氏名または商号や一般に通用するような事業所名
- ⑧ **工場の所在地** 申請を行う工場の所在地を記入してください  
※ 住居表示により枝番まで記載してください  
※ 建物の新築等で住居表示が未定の場合は、「○丁目○番」まで記入し、住居表示が決まった時点で必ず環境課まで連絡してください
- ⑨ **地域等**  
用途地域：都市計画法により定められた用途地域  
水域：昭島市内では「多摩川」と記入してください
- ⑩ **業種・作業の種類**  
業種：業種を定めた、日本標準産業分類における中分類の項目を記入してください  
作業の種類：本冊子資料2「条例別表第1 工場」に定める工場の作業の種類を記入してください  
例) 別表1-1に該当する場合：1号 2. 2kW以上の原動機を使用する作業  
別表1-2に該当する場合：2号 0. 7.5kW以上の動力を使用する金属の打抜き、  
型絞り又は切断  
別表1-3に該当する場合：3号 塗料、染料又は絵具の吹付け
- ⑪ **主要生産品目**  
工場において最終的に生産される品目のうち、主要なもの  
加工等のみで最終生産品目がない場合は、主たる取り扱い品目
- ⑫ **資本金・作業時間**  
資本金 法人：定款に記載されている資本金 個人：記入なし  
作業時間 作業時間を記入してください
- ⑬ **自動車の出入口が接する道路の幅員**  
自動車が出入りに使用する道路が工場と接する部分の道路の幅員
- ⑭ **100メートル以内の学校・病院等の所在地**  
学校・病院等の名称が確認できる図面（住宅地図等）を添付してください。  
図面には、工場の敷地境界から100メートルの位置を色ペンなどで線を引いてください
- ⑮ **工事着工予定** 工場の建設工事や設備改修に伴う工事着工予定年月日
- ⑯ **工事完成予定** 工場の建設工事や設備改修に伴う工事完成予定年月日
- ⑰ **従業員数**  
当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる（アルバイト、パート等は除く）
- ⑱ **常用雇用者数**  
当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる（アルバイト、パート等も含む）
- ⑲ **公害防止担当部課**  
工場の公害防止に関する事務処理の権限を担当する部署の責任者氏名  
公害防止管理者の選任が必要な工場の場合は、該当する資格を有する責任者名を記入、及び都1種・都2種の区別を記入してください
- ⑳ **連絡先** 工場操業後に昭島市とやりとりを行う者の所属・連絡先

## 「その2」の記入要領

<b>①</b>	敷地面積	1 変更後（設置）	1,500.0 m <sup>2</sup>	2 変更前	m <sup>2</sup>	
	建物の配置等	△別紙（1 <b>その1</b> ）のとおり				
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙（1 <b>その2</b> ）のとおり				
	周囲の状況	△別紙（1 <b>その1</b> ）のとおり				
<b>②</b>	機械・設備等の施設	△別紙（1 <b>その3</b> ）のとおり				
	構造・配置・使用方法	△別紙（2, 3, 4, 5, 6, 7）のとおり				
<b>③</b>	動力用電力の合計（kW）	その他の電力の合計（kW）	総燃料油使用量（L/日）	総用水量（m <sup>3</sup> /日）	取水方法	総排水量（m <sup>3</sup> /日）
	1 46.25	2.45	—	10	上水道	10
	2					
<b>④</b>	工場で取り扱う有害ガス又は有害物質	<b>有害ガス：なし</b> <b>有害物質：なし</b>				
<b>⑤</b>	作業の工程	<b>搬入→ 選別→ 破碎→ 搬出</b> <b>圧縮→ 搬出</b>				
	屋外の作業	なし				
<b>⑥</b>	公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時は開口部を閉め、防音・悪臭防止に努める</li> <li>・散水設備にて悪臭防止に努める</li> <li>・機械下に防振パッキンを敷き、振動防止に努める</li> </ul>				

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

## ① 敷地・建物の状況

**敷地面積**：設置の場合は、「変更後（設置）」に敷地の総面積を記入

変更の場合は、「変更後（設置）」と「変更前」の両方に敷地の総面積を記入

**建物の配置等**：該当する「別紙1その1」を使用

敷地内の全ての建物の配置と建物の名称、番号、用途を示した建物配置図を必ず添付してください。

**建物の棟別用途・構造・面積等**：該当する「別紙その2」を使用

作業場として利用する建物については、建物の構造が確認できる平面図、立面図、側面図等を添付してください。

**周囲の状況**：隣地、近隣における建物の配置や道路の状況など、周囲の状況が分かるような図面（住宅地図等）を添付してください。

## ② 施設の状況

**機械・設備等の施設**：該当する「別紙1その3」を使用

機械・設備の施設番号を、添付する施設配置図に書き込みしてください

**構造・配置・使用方法**：該当する「別紙2～7」のうち、当てはまる様式のみを使用

## ③ 動力・その他の使用量など

**動力用電力の合計**：「別紙1その3」の下欄の動力用電力の合計の数値を記入

**その他の電力の合計**：「別紙1その3」の下欄のその他の電力の合計の数値を記入

**総燃料油使用量**：工場で使用する燃料油（重油等）の1日当たりの使用量

**総揚水量**：工場で使用される水の1日当たりの使用量

**取水方法**：上水道、工業用水道、地下水のうち、作業のために取水している種類を記入

**総排水量**：工場から下水道などへ排水される1日当たりの排水量

## ④ 工場で取り扱う有害ガス又は有害物質

資料3を参考に使用している有害ガス又は有害物質を記入（材料や製品に含有するものも含む）

## ⑤ 作業の工程

作業の工程を記入

**屋外の作業**：屋外の作業がない場合は「なし」と記入、あればその内容を記入

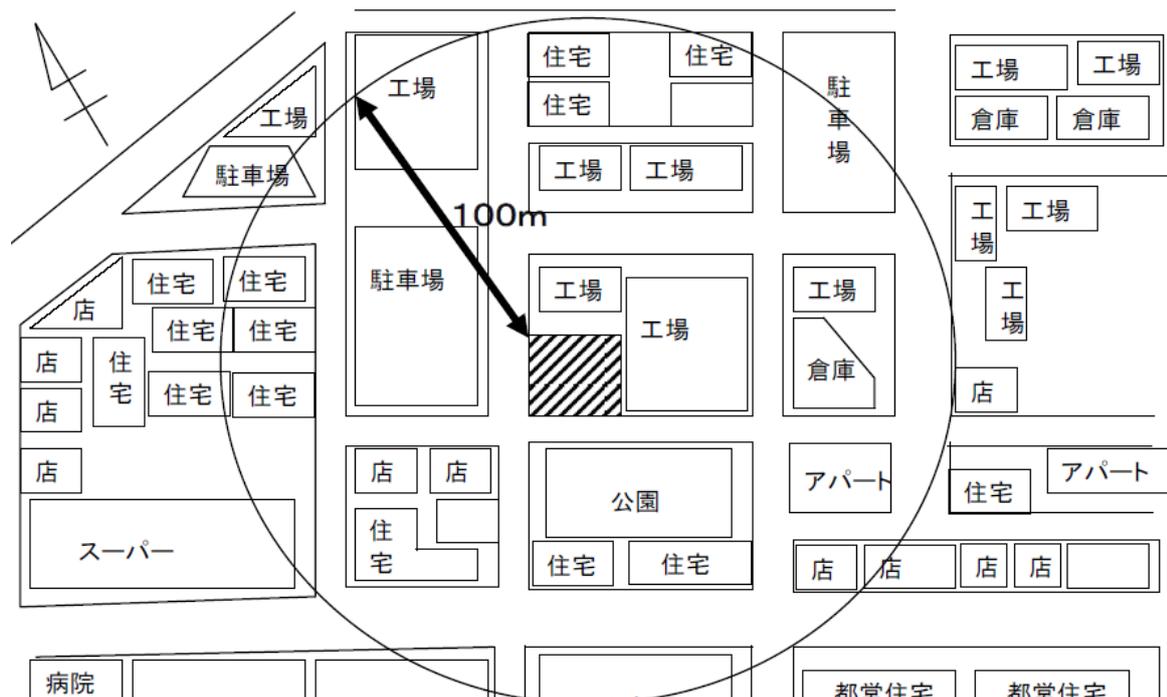
## ⑥ 公害防止措置の概要

騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の概要を発生源ごとに記入

# 「別紙1 その1」の記入要領

別紙1 その1

敷地内建物の配置及び給排水系統図



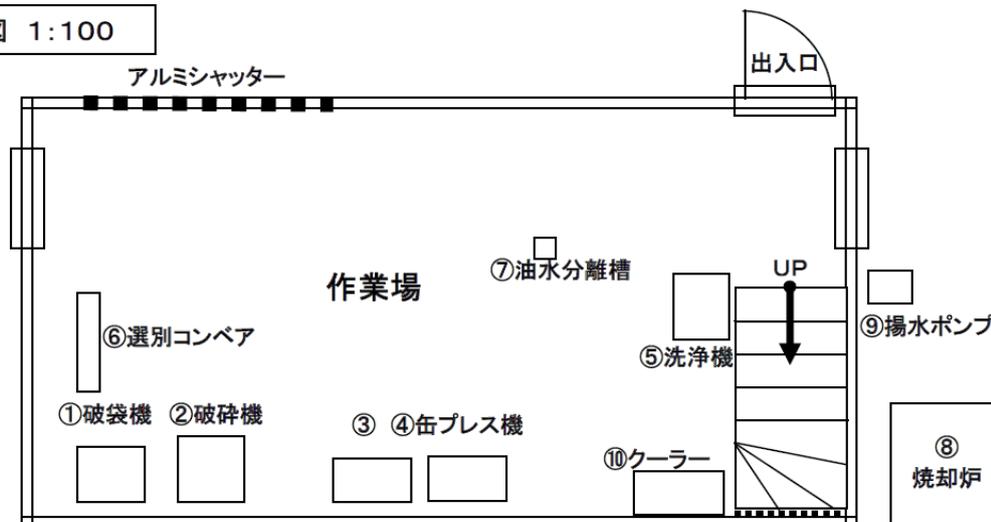
## (1) 案内図

- ・住宅地図に敷地境界から100mの線を入れた図面を添付
- ・隣地や近隣における建物の用途・配置、道路の状況など、周囲の状況がよく分かるようなもの
- ・100m範囲内の学校・保育所・病院などの位置が分かるよう図示

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
  - 2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
  - 3 適当な図面があれば、それによることできる。

敷地内建物の配置及び給排水系統図

1階平面図 1:100



2階平面図 1:100



### (3) 機械設置平面図

各建物の各階平面図を用意し、以下のとおり記入して下さい

- 1 事務所・作業場などの建物用途を記入
  - 2 作業場面積を記入
  - 3 機械・設備の施設番号を各階平面図に記入
- ※ 事務所・作業場などを蛍光マーカーなどで図面に色分けすること  
 ※ 作業場面積が図面から算出することのできる階別平面図を使用すること

### (4) 東西南北からの立面図 各建物の東西南北それぞれの立面図

### (5) 機械設備の詳細がわかるようなパンフレットの写し・図面など

2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。

3 適当な図面があれば、それによることできる。

「別紙1 その2」の記入要領

建物の棟別用途・構造・面積等							
① 棟別 番号	② 新既 の別	③ 用 途	④ 階 数	⑤ 構 造	⑥ 建築面積 (㎡)	⑦ 床面積 (㎡)	⑧ 作業場面積 (㎡)
1	新	工場・事務所	2	鉄骨造	300.0	600.0	300.0
2	新	倉庫	1	木造	24.0	24.0	
<p><b>①棟別番号：建物の棟別番号を記入</b>                      (添付する建物配置図にも、この様式と対応するよう棟別に番号を記入してください)</p> <p><b>②新既の別：建物の新設、既設を記入</b></p> <p><b>③用途：建物の用途を記入</b></p> <p><b>④階数：建物の階数を記入</b></p> <p><b>⑤構造：建物の構造を記入</b>                      例) 木造、鉄筋コンクリート造(RC造)、鉄骨造(S造)、                      鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)</p> <p><b>⑥建築面積：建物の建築面積を記入</b></p> <p><b>⑦床面積：建物の延べ床面積を記入</b></p> <p><b>⑧作業場面積：建物内で、作業を行う場所の面積を記入</b></p> <p><b>⑨合計：各棟の建築面積、床面積、作業場面積の合計を記入</b></p>							
合	計		⑨		324.0	624.0	300.0

「別紙1 その3」の記入要領

機械・設備等の施設								
工場における施設番号 ①	新既の別 ②	種類 ③	公称能力 ④	台数 ⑤	動力用電力 (kW) ⑥ (原動機)		その他の電力 (kW) ⑦(原動機以外)	
1	新	破碎機 AB-S20	50m <sup>3</sup> /h	1	5.	5		
2	新	破碎機 AKS-10	0.5t/h	1	15.	0		
3	新	缶プレス機 K10-C	0.8t/h	1	10.	0		
4	新	缶プレス機 K10-C	0.8t/h	1	10.	0		
5	新	洗浄機		1	3.	5		
6	新	選別コンベア	4m/min	1	1.	5		
7	新	油水分離槽	15m <sup>3</sup> /日	1				
8	新	焼却炉 10SK	20kg/h	1			1.	25
9	新	揚水ポンプ		1	0.	75		
10	新	クーラー		1			1.	2
<p>※ 原則、電力を動力とする施設は全て記入してください</p> <p>①工場における施設番号：施設番号を記入 (添付する施設配置図にも、この様式と対応するよう施設ごとに番号を記入してください)</p> <p>②新既の別：施設の新設、既設を記入</p> <p>③種類：施設の名称を記入</p> <p>④公称能力：当該機械施設の保有する能力を記入</p> <p>⑤台数：機械・設備の台数を記入</p> <p>⑥動力用電力：動力（モーター用）に使用する電力を記入</p> <p>⑦その他の電力：動力（電解用、電熱用電力等）に使用する電力を記入</p> <p>⑧合計：動力用電力、その他の電力の合計を記入</p>								
⑧	合	計			46.	25	2.	45

## 「別紙2その1」の記入要領

別紙2 その1

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法

工場における施設番号		1	2	3, 4	8
種類・名称・型式		破砕機	破砕機	缶プレス	焼却炉
使用開始(予定)年月日		○年×月△日	○年×月△日	○年×月△日	○年×月△日
規	主要寸法(m) 又は定格出力(kW)	5.5kW	15.0kW	10kW	1.25kW
	伝熱面積・火格子面積・火床面積 又は羽口面断面積(m <sup>2</sup> )				0.4m <sup>2</sup>
	原材料処理能力(t/h) 又は焼却能力(kg/h)	70m <sup>3</sup> /h	0.4t/h	0.77t/h	20kg/h
	燃料の燃焼能力(L/h、m <sup>3</sup> N/h) 又は変圧器の定格容量(kVA)				5L/h
模	乾燥施設の容量(m <sup>3</sup> )				
	電流容量(kA) 又はポンプの動力(kW)				1.25kW
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
原材料	種類				木くず
	使用割合				
	いおう分(%) カドミウム分(%) 又は鉛分(%)				いおう0.008%
	1日の使用量				30kg
燃料又は電力	種類				灯油
	灰分(%)・いおう分(%)				
	発熱量				
	1日の使用量				5L/h
	混焼割合				
参考事項					

備考 1 この用紙は、申請書の「機械・設備等の施設」欄に記入した施設のうち、条例別表第7 1の部(1)の款の付表第1に掲げる施設、同条例別表第3に掲げる有害ガスを発生する施設、粉じんを発生する施設(施行規則別記第7号様式の別紙3又は4に該当する施設を除く。)及び悪臭を発生する施設について記入すること。

2 「いおう分(%) カドミウム分(%) 又は鉛分(%)」欄の記入に当たっては、重量比及び容量比の別を明らかにすること。

3 酸素吹込式の炉については、「参考事項」欄に、酸素吹込量、使用時間等を記入すること。

① **工場における施設番号**

別紙1 その3 「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

② **種類・名称・形式**

発生施設の種類、名称、形式を記入

③ **使用開始（予定）年月日**

派生施設ごとの使用開始予定年月日を記入、既設の場合は使用開始年月日を記入

④ **規模**

発生施設の種類によって該当する項目を記入

**主要寸法（m）又は定格出力（kW）**

粉じん、有害ガス発生施設の場合、発生施設の大きさ又は発生施設に付属する電動機の出力を記入

**伝熱面積、火格子面積、火床面積、羽口面断面積**

ばい煙発生施設の伝熱面積等を記入

**原材料処理能力、焼却能力**

例) 金属溶解炉等で、1時間当たりの金属を溶かす量

焼却炉で、廃棄物を1時間当たり焼却する量

**燃料の燃料量又は変圧器の定格出力**

燃料の燃料量、電解炉等の変圧器の定格容量を記入

**乾燥施設の容量**

乾燥炉等の容量を記入

**電流容量又はポンプの電力**

電解炉等の電流容量、ポンプの動力を記入

⑤ **使用状況**

**1日の使用時間・1月の使用日数**

当該発生施設の使用時間及び使用状況を記入

**季節変動**

使用状況の季節的変動について記入

例) なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房機のみ使用、冬季負荷大で夏季の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下、など

⑥ **原材料**

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生に影響があるものについて記入

**種類**

当該発生施設で使用する原材料の主な種類について記入

**使用割合**

2種類以上の原材料を使用する場合の使用割合を記入

**いおう分、カドミウム分又は鉛分**

原材料中のいおう、カドミウム又は鉛の含有率を重量%等で記入

**1日の使用量**

原材料の1日の使用量を単位で明確にして記入

⑦ **燃料又は電力**

発生施設で使用する燃料について記入

**種類**

当該発生施設で使用する燃料（重油、灯油等）について記入

**灰分（%）・いおう分（%）**

固体燃料の場合は灰分及びいおうの含有率を、液体燃料の場合はいおうの含有率を記入

※ 記入の際、重量% 又は 容量%の区別を明らかにする

**発熱量**

低発熱量（真発熱量）を記入、電力を使用する場合は容量を記入

**1日の使用量**

燃料の1日使用量を、リットル/日、kg/日、kW/h、m<sup>3</sup>/日のうちいずれかの単位で記入

混焼の場合に限り、1日使用量の混焼割合を記入

### 「別紙2その2」の記入要領

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法

処理施設の工場における施設番号		5	洗浄機	2	破碎機	5	洗浄機	8	焼却炉
処理する発生施設の工場における施設番号		1	破袋機	2	破碎機	3,4	缶プレス	8	焼却炉
処理施設の種類・名称・型式		洗浄機		集じん装置		洗浄機			
使用開始(予定)年月日		○年×月△日		○年×月△日		○年×月△日		○年×月△日	
処理能力	総排出物の量 (m <sup>3</sup> N/h)	最大							760.0
		常用							
	総排出物の温度 (°C)	処理前							
		処理後							
	総排出物中の酸素濃度 (%)	処理後							
	ばいじんの濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	処理前							
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	いおう酸化物の濃度 (容量比ppm)	処理前							
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	いおう酸化物の量 (m <sup>3</sup> N/h)	最大	処理前						
			処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		常用	処理前						
			処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		最大	処理前						
			処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
常用	処理前								
	処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)	最大	処理前							
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	常用	処理前							
		処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
有毒ガス・粉じん・悪臭の濃度 ( )	処理前								
	処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
有毒ガス・粉じん・悪臭の濃度 ( )	処理前								
	処理後 (効率%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
使用状況	1日の使用時間・1月使用日数		時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	
	季節変動								
煙突・排気塔	高さ (m)								
	頂口径 (m)								
	排出速度 (m/s)								

- 備考 1 ばい煙の濃度等は、乾きガス中の濃度等とすること。  
 2 有害ガス・粉じん・悪臭の「 \_\_\_\_\_ の濃度」欄には、有害ガス、粉じんについてはその種類を、悪臭については悪臭の文字を記入し、( ) 欄には、cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>N、mg/m<sup>3</sup>N、臭気指数又は臭気排出強度の文字を記入すること。

① **処理施設の工場における施設番号**

別紙1 その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

② **処理する発生施設の工場における施設番号**

工場における発生施設の呼称番号を記入

別紙2 その1「構造・使用の方法」と同じ施設番号を同じ順序で記入し、発生施設と処理施設（煙突排気塔を含む）との関係を明らかにする。特に、1基の処理施設で2基以上の発生施設のばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭を処理している場合は注意する

③ **処理施設の種類・名称・型式**

煙突、排気塔、処理施設の種類、区分の処理装置のある場合はその名称・型式を記入

④ **使用開始（予定）年月日**

処理施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入

⑤ **処理能力**

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理装置のある場合は、処理装置の入口及び出口の状態（総排出量の量は入口の状態）について記入。煙突又は排気塔のみの場合は、煙突又は排気塔の入口の状態について記入

⑥ **総排出物の量（m<sup>3</sup>N/h）**

総排出物の量を、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算して、最大値及び常用値を記入

⑦ **総排出物中の温度（℃）**

処理前は入口温度、処理後は出口温度を記入

⑧ **総排出物中の酸素濃度（％）**

総排出物中の酸素濃度（％）を記入

⑨ **ばい煙の濃度等**

**ばいじんの濃度（g/m<sup>3</sup>N）**

処理前は入口の状態、処理後は出口の状態のばいじんの濃度（温度が摂氏零度、圧力が1気圧の状態に換算した総排出物1m<sup>3</sup>当たりのグラム数）を記入

**いおう酸化物の量（m<sup>3</sup>N/h）**

燃料その他のものの燃料に伴い発生するいおう酸化物の総量を、温度が摂氏零度、圧力が1気圧の状態に換算して、最大値及び常用値を、それぞれ処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入

**窒素酸化物の濃度（容量比 ppm）**

⑩ **有害ガス・粉じん・悪臭**

排出する主な有害ガス又は粉じんの名称を記入

温度が摂氏零度、圧力が1気圧の状態に換算して、総排出物1m<sup>3</sup>当たり、有害ガスは容量比（ppm 又は％）で、粉じんはグラム数で、処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入

悪臭については、悪臭物質の濃度又は臭袋法による臭気指数を記入

⑪ **使用状況**

**1日の使用時間・1月の使用日数**

当該発生施設の使用時間及び1ヶ月の使用日数を記入

**季節変動**

使用状況の季節的変動について記入

例) なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下、等

⑫ **煙突・排気塔**

煙突・排気塔の高さ、頂口径（排気口の口径）、排出速度（排出口における排出ガスの速度）を記入

## 「別紙3」の記入要領

## 粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場における施設番号					
名称・型式					
使用開始（予定）年月日					
規模	原料の処理能力（t／日）				
	炉室数				
	炭化時間（h）				
装炭作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
	集じん装置の効率（％）				
	送風機の前動機出力（kW）				
窯出し作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
	集じん装置の効率（％）				
	送風機の前動機出力（kW）				
消火作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
参考事項					

- 備考 1 「参考事項」欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記入すること。
- 2 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその寸法を記入した概要図を添付すること。

## 「別紙4」の記入要領

別紙4

粉じん発生施設（堆積場、コンベア、破碎機、磨砕機、ふるい、  
バッチャープラント、製綿機）の構造並びに使用及び管理の方法

工場における施設番号		2	6			
名称・型式・基数		破碎機 HIJ-10	選別コンベア			
使用開始（予定）年月日		○年×月△日	○年×月△日			
規模	面積（㎡）・堆積能力（t）					
	ベルト幅（cm）又はバケット 内容積（m <sup>3</sup> ）・運搬能力（t/h）					
	原動機の定格出力（kW）	15.0 kW	1.5 kW			
	処理能力（t/h）	0.4 t/h	5 m/min			
使用 及 び 管 理 の 方 法	集じん装置	集じん装置の種類・型式				
		集じん装置の効率（%）				
		送風機の原動機出力(kW)				
	散 水	装置の種類・型式				
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）				
		散水の方法又は運搬量若しくは 処理量当たりの散水量 (L/t)				
	薬液の 散布	薬液の種類・名称				
		装置の種類・型式・基数				
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）				
		散布の方法				
	防じんカバーの設置状況					
	その他	方 法	集じん装置、 洗浄機を用いて 清掃を徹底する	洗浄機を用いて 清掃を徹底する		
参 考 事 項						

- 備考 1 「規模」の欄には、堆積場については面積及び堆積能力を、コンベアについてはベルト幅又はバケット内容積及び運搬能力を、破碎機、磨砕機、ふるい、バッチャープラント及び製綿機については原動機の定格出力及び処理能力を、記入すること。
- 2 「散水の方法又は運搬量若しくは処理量当たりの散水量」欄には、堆積場については散水の方法（水量、実施頻度等）を、コンベアについては運搬量当たりの散水量を、その他のものについては処理量当たりの散水量を記入すること。
- 3 「薬液の散布」欄は、堆積場についてのみ記入すること。
- 4 「その他」欄には、堆積場については締固めの装置・型式及び方法並びに散水等と同等以上の効果を有する措置、その他のものにあつては散水等と同等以上の効果を有する措置について記入すること。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

# 「別紙5その1」の記入要領

別紙5 その1

## 汚水の発生施設の構造等

①	工場における施設番号	5					
②	種類・名称・型式	洗浄機					
③	使用開始(予定)年月日	○年△月○日					
④	構造						
⑤	主要寸法(m)	L W H 0.7×1.1×1.3					
⑥	1日の使用時間・ 1月の使用日数	9時～ 17時 25日/月		時～ 時 日/月		時～ 時 日/月	
	季節変動						
⑦	種類						
	材 使用量(1日あたり)						
	料 使用方法						
⑧			通常	最大	通常		最大
	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	10	10				
⑨	汚水	水素イオン濃度 (pH)					
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)					
		化学的酸素要求量 (mg/L)					
	水	浮遊物質 (mg/L)					
		外 観					
		臭 気					
		温度 (°C)	常温	常温			
水質	その他の項目	( )					
		( )					
		( )					
		( )					
⑩	製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法						

水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は同じ内容を記入すること。

- 備考 1 「汚水の発生施設」とは、冷凍用冷却装置、ばい煙の洗浄装置、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設等をいう。
- 2 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)(ア)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び磷含有量のうち、汚水の発生施設から排出されるものをすべて記入すること。また、( )には、単位を記入すること。

- ① **工場における施設番号**  
別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入
- ② **種類・名称・型式**  
汚水発生施設の種類、名称、型式を記入  
例) アルカリ脱脂槽、湿式バレル研磨機
- ③ **使用開始(予定)年月日**  
施設ごとの使用開始予定年月日を記入  
既設の場合は使用開始年月日を記入
- ④ **構造**  
当該施設がコンクリート製、鉄製、あるいは鉄製塩ビ張り等を記入
- ⑤ **主要寸法**  
当該施設の縦、横、高さを記入
- ⑥ **使用状況**  
**1日の使用時間・1月の使用日数**  
当該発生施設の使用時間及び1ヶ月の使用日数を記入  
**季節変動**  
使用状況の季節的変動について記入  
例) なし(年間通して使用状況に変動がない)、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下
- ⑦ **原材料**  
汚水の発生に影響のあるものを記入  
**種類**  
使用する原材料の種類を記入  
例) カセイソーダ、硫酸など  
**使用量**  
原材料の1日当たりの使用量を記入  
**使用方法**  
原材料をいかに使用するかを記入  
例) 溶液添加による
- ⑧ **排水量**  
当該施設から排出される汚水等の水量について平均排水量を通常の欄に、変動がない場合は通常と同じ量を最大の欄に記入
- ⑨ **汚水の水質**  
当該施設から排出される汚水等の水質について記入して下さい。なお、該当する項目のみを記入  
水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は、同じ内容を記入
- ⑩ **製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法**  
当該施設から製品又は中間製品を取り出す際に廃液をどのように分離するのかその方法を記入



① **処理施設の工場における施設番号**

別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

② **処理する発生施設の工場における施設番号**

工場における発生施設の呼称番号を記入

別紙5その1「発生施設の構造」と同じ発生施設番号を記入し、発生施設と処理施設との関係を明らかにする。特に、1基の処理施設で2基以上の発生施設の汚水を処理している場合は注意する。

③ **種類・名称・型式**

施設の種類、名称、形式を記入 例) 排水中和処理装置

④ **使用開始(予定)年月日**

施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入

⑤ **構造**

当該施設の構造を記入 例) コンクリート製、塩ビ製など

⑥ **主要寸法**

当該施設の縦、横、高さを記入

⑦ **能力**

当該施設の縦、横、高さを記入 例) 2.5 m<sup>3</sup>/日

⑧ **処理の方法**

当該施設において汚水をいかに処理するのかその方法を記入

例) 中和、凝集沈殿法、アルカリ塩素法

⑨ **消耗資材**

当該施設において汚水を処理するために使用する資材名、用途、1日の使用量を記入

**資材名** : 使用する資材名を記入 例) カセイソーダ、硫酸

**用途** : 使用する資材の用途を記入 例) 中和用、酸化など

**1日の使用量** : 使用する資材の1日の使用量を記入 例) 硫酸 1.4kg/日、カセイソーダ 0.2kg/日

⑩ **使用状況**

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理方法の記載方法と同じ

⑪ **処理に係る汚水量・水質**

当該施設において処理する前後の汚水量及び水質を通常と最大に分けて記入

(該当する項目のみの記入で可)

⑫ **各排水出口の汚水量・水質**

当該工場の各排水口から排出される汚水量及び水質を、その排水口ごとに記入

⑬ **残さ**

当該施設の汚水処理により生じる残さの種類及びその生成物と、発生した残さの処理方法を記入

**種類** : 例) スラッジ

**生成量 (kg/日)** : 例) 0.1t 水分 95%

**処理方法の概要** : 例) フィルタープレスによる脱水、業者委託

## 「別紙 6」の記入要領

## 騒音又は振動発生施設の構造等

①	工場における施設番号	1	2	3, 4		
②	種類・名称・型式	破袋機 ABC-S20	破砕機 HIJ-10	缶プレス Z10-C		
③	公称能力	70m <sup>3</sup> /h	0.4 t/h	0.77 t/h		
④	数	1	1	2		
⑤	使用開始（予定）年月日	○年△月○日	○年△月○日	○年△月○日		
⑥	使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	9時～ 17時 25日/月	9時～ 17時 25日/月	9時～ 17時 25日/月	時～ 時 日/月
		季節変動	なし	なし	なし	
	⑦	騒音又は振動の防止の方法	騒音防止 ALC壁 振動防止 土間コンクリ 防振ゴム	騒音防止 ALC壁 振動防止 土間コンクリ 防振ゴム	騒音防止 ALC壁 振動防止 土間コンクリ 防振ゴム	
⑧	事業用自動車	種類	トラック	ライトバン		
		用途	運搬	運搬		
		積載量	2 t	1 t		
		台数	10	3		
		1時間当たりの出入回数				
		1日当たりの出入回数	20	6		

備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。

2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

① **工場における施設番号**

別紙1 その3 「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

② **種類・名称・型式**

施設の種類、名称、型式を記入

例) コンプレッサー、オフセット印刷機など

③ **公称能力**

施設の原動機の定格出力、加圧能力等を記入

④ **数**

施設の数を入力

⑤ **使用開始（予定）年月日**

当該施設の構造を記入 施設ごとの使用開始予定年月日を記入

既設の場合は使用開始年月日を記入

⑥ **使用状況**

**1日の使用時間・1月の使用日数**

当該発生施設の1日の使用時間及び1ヶ月の使用日数を記入

**季節変動**

使用状況の季節的変動について記入

例) なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下。

⑦ **騒音又は振動の防止の方法**

消音機、遮音塀、防振架台等の防止方法、施設設置箇所の壁、床、天井の構造・厚さ（例：ALC）等を記入

⑧ **事業用自動車**

当該施設において物品の運搬等に使用する自動車の種類・用途・積載量・台数・1時間当たりの出入回数・1日当たりの出入回数を記入

## 「別紙 7」の記入要領

## 地下水揚水施設の構造等

①	名称又は番号	9	
	揚水施設	設置・変更予定年月日	○年 △月 ×日
	さく井年月日	○年 △月 ×日	
	深度(地表面下m)・側管口径(mm)	深度 150m、	側管口径 100mm
	ストレーナーの位置(地表面下m)	120m～126m、	m～m m～m
②	揚水機	種類・名称・型式	AA-BBB型
	原動機	出力・揚水能力	0.75kW 20L/分
	吐出口	断面積	4.9cm <sup>2</sup>
③	水量測定器	種類・名称・型式	CC-DDD型
	検定年月日	2010年1月	
④	地下水計測	方法	検尺テープ
	静止水	位、揚水水位(地表面下m)	10m 15m
⑤	地下水揚水量	5m <sup>3</sup> (1日平均)	
⑥	地下水の用途	洗浄、雑用水	
施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計			
⑦	変更前	施設数、吐出口断面積の合計	本 cm <sup>2</sup>
		地下水揚水量の合計	m <sup>3</sup> (1日平均)
変更後	施設数、吐出口断面積の合計	本 cm <sup>2</sup>	
	地下水揚水量の合計	m <sup>3</sup> (1日平均)	
⑧	揚水施設担当者	本部長 昭島 花子	
	所属、氏名、電話番号	042-000-0000	

備考 1 必要に応じ図面を添付のこと。

⑨ 2 複数の揚水施設の設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等について、揚水施設別に作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、1枚目に記入し、2枚目以降には記入しないこと。

3 完成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。

① 揚水施設

- 名称又は番号 : 別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号又は名称を記入  
設置・変更予定年月日 : 設置の場合、次項のさく井年月日と同じ年月日を記入。変更の場合は、最新の揚水施設（揚水機、ケーシング）を変更した年月日を記入。  
さく井年月日 : 井戸の完成年月日（井戸として使用可能な状態になったとき）を記入  
深度（地表面下 m） : 地表面から井戸側管（ケーシング）の底までの深さを記入  
側管口径（mm） : 井戸側管（ケーシング）の内径を記入  
ストレーナーの位置 : 地表面からストレーナーまでの深さを記入。ストレーナーが2ヶ所以上ある場合は、浅いものから順にその全てを記入。  
※ ストレーナー・・・井戸側管（ケーシングパイプ）の集水口のこと。

② 揚水機

- 種類・名称・型式 : 施設の種類、名称、型式を記入  
例) 水中ポンプ、(メーカー名)、ABC-123  
原動機の出力・揚水能力 : 揚水機のモーターの出力と揚水能力を記入  
吐出口断面積 : 揚水機本体の水が最後に通る部分の内径により計測した断面積を記入

③ 水量測定器

- 種類・名称・型式 : 施設の種類、名称、型式を記入  
例) 水道メーター、(メーカー名)、DEF-456  
検定年月日 : 各水量測定器に検定の有効期間（検定有効期間（8年）の終期）が表示されているので、その時から8年さかのぼった時期を記入

④ 地下水位

- 計測方法（計器名称） : 地下水位の測定方法（水圧式、手動式等）並びに計器の名称を記入  
静止水位 : 揚水機が稼働していないときの水面までの深さを記入  
揚水水位 : 揚水機を稼働させたときの水面までの深さを記入

⑤ 地下水揚水量

1ヶ月の揚水量を暦日数（1月：31日、2月：28日）で除した値を記入（1m<sup>3</sup>未満は四捨五入）

⑥ 地下水の用途

地下水の用途を記入（製造工程用、冷却用、水洗便所用、洗車設備用、公衆浴場用、非常用など）

⑦ 施設数、吐出口断面積の合計・地下水揚水量の合計

揚水施設の変更の場合のみ記入

揚水施設が複数ある場合は井戸本数、吐出口断面積及び地下水揚水量のそれぞれの合計を記入

⑧ 揚水施設担当者

揚水施設担当者の所属・氏名・電話番号を記入

⑨ 備考 以下の図面を添付

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 井戸の構造図     | (6) 地質柱状図、電気検層図（さく井後提出）           |
| (2) 給水系統図      | (7) 揚水試験を実施したときは、その報告書の写し（さく井後提出） |
| (3) 揚水機のカタログ   | (8) 雨水かん養計画書                      |
| (4) 水量測定器のカタログ |                                   |
| (5) 水位計のカタログ   |                                   |

# 工事完成届出書

〇年 〇月〇〇日

(あて先) 昭 島 市 長

住 所 昭島市〇〇町〇丁目〇番〇号  
株式会社あきしま環境

氏 名 代表取締役 昭 島 太 郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工場の 設置 の工事が完成したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
変更

第84条第1項の規定により届出します。

環境課で記入します

設置 変更 認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工 場 の 名 称	株式会社あきしま環境 第一工場
工 場 の 所 在 地	昭島市〇〇町〇丁目〇番〇号
工 事 完 成 年 月 日	〇年 〇月〇〇日
※受付欄	工事完成後15日以内に正副2部でご提出ください また、提出に来られた際、工場完成検査の日程調整 も併せて行なってください

備考 ※印には、記入しないこと。

## ○操業開始後に必要な手続きについて

以上のような手続きを経て工場の操業を開始することになりますが、操業後も次のような変更を行う場合はその都度手続きが必要です。

### 1 工場変更認可申請（条例第82条）

工場の業種や作業の種類・方法、工場の建屋（作業場面積の増減、位置の変更等を含む）、施設の構造・配置及び騒音や振動等の防止の方法を変更する場合は、設置申請と同様、工事着工日の60日前までに変更認可の申請をしてください。

なお、ばい煙や粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動の増加、または水質もしくは悪臭の変化を伴わない変更の場合は、変更認可申請は不要です。

- 例) ・ 原動機の出力の増加を伴わない施設の数変更  
 ・ 同一作業場内における施設の配置の変更

### 2 氏名等変更届出書（条例第87条）

事業主の住所や代表者の氏名、工場の名称や住居表示等の変更があった場合は、その日から30日以内に届出が必要です。

### 3 承継届出書（条例第88条）

工場を譲り受け、借り受け、相続または合併した場合は、その日から30日以内に届出が必要です。承継の事実を証明する書類（全部事項証明書等の登記簿本）を添付してください。

### 4 廃止届出書（条例第87条）、有害物質使用履歴届出書（市独自様式）

工場を廃止した時は、その日から30日以内に届出が必要です。なお「廃止」とは、工場等における作業等を一切永久に中止することを指します。工場の用途を倉庫や事務所等に変更し、工場ではなくなる場合も廃止扱いとなります。

また、廃止届出書には「有害物質取扱履歴書」を添付してください。有害物質の取扱いがあった場合は、廃止届出書の提出の前に条例に基づく土壌調査の手続きが必要です。必ず事前に環境課へご相談ください。

	変更内容	氏名等 変更届	承継届	廃止届
個人 経営 の 工 場	工場を身内や第三者に譲った場合		○	
	法人（株式会社、有限会社等）にした場合		○	
	住所が変わった場合	○		
	工場の出入口を移動したために住居表示が変わった場合	○		
	工場をやめた場合（廃業等）			○
法 人 組 織 の 工 場	他の法人に工場を譲った・合併した場合		○	
	法人を解散し、個人になった場合		○	
	単に法人名を変更した場合	○		
	法人の代表者が変わった場合	○		
	本社、事務所の所在地が変わった場合	○		
	工場の出入口を移動したために住居表示が変わった場合	○		
	工場を廃止した場合			○

# 資 料

資料1 工場の表示板の掲出

資料2 工場の作業の種類

資料3 有害ガス・有害物質一覧

# 資料1 工場の表示板の掲出

第11号様式（第36条関係）

認可番号		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 認可工場
認可年月日		
認可者		
工場名称		認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名		
業種		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号	

36.4センチメートル以上

## 環境確保条例

（表示板の掲出）

第85条 第81条第1項の規定による認可を受けたものは、規則で定めるところにより、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。

## 環境確保条例施行規則

（表示板の掲出）

第36条 条例第85条の規定による表示板の掲出は、別記第11号様式による表示によらなければならない。

- 2 条例第81条第1項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

## 資料2 工場の作業の種類

様式その1内「作業の種類②」に、下記の作業の中で該当するものをご記入ください。なお、これらの作業は、条例第81条に基づく工場設置認可申請の要件となっております。

### 別表第1 工場（第2条関係）

- 一 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 二 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
  - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
  - (2) 印刷又は製本
  - (3) 印刷用平版の研磨(ま)又は活字の鋳造
  - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸(のこ)を使用するものを除く。）
  - (5) 金属やすり、針、釘(くぎ)、鋌(びょう)又は鋼球の製造
  - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
  - (7) 金属箔(はく)又は金属粉の製造
  - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
  - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
  - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨(ま)
  - (11) ガラスの研磨(ま)又は砂吹き
  - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
  - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
  - (14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格(ごう)子面積が0.5平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
  - (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
  - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
  - (3) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属研磨(ま)、切削若しくは鋌(びょう)打ち
  - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
  - (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
  - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
  - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
  - (8) ドライクリーニング
  - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
  - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくはは精製
  - (11) たん白質の加水分解
  - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
  - (13) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥(と)石又はるつぼの製造
  - (14) 電気分解又は電池の製造

- (15) 床面積の合計が 50 平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

## 資料3 有害ガス・有害物質一覧

### 条例別表第3 有害ガス（第2条関係）

- 1 弗（ふっ）素及びその化合物
- 2 シアン化水素
- 3 ホルムアルデヒド
- 4 メタノール
- 5 イソアミルアルコール
- 6 イソプロピルアルコール
- 7 塩化水素
- 8 アクロレイン
- 9 アセトン
- 10 塩素
- 11 メチルエチルケトン
- 12 メチルイソブチルケトン
- 13 ベンゼン
- 14 臭素及びその化合物
- 15 窒素酸化物
- 16 トルエン
- 17 フェノール
- 18 硫酸（三酸化いおうを含む。）
- 19 クロム化合物
- 20 キシレン
- 21 塩化スルホン酸
- 22 トリクロロエチレン
- 23 テトラクロロエチレン
- 24 ピリジン
- 25 酢酸メチル
- 26 酢酸エチル
- 27 酢酸ブチル
- 28 ヘキサン
- 29 スチレン
- 30 エチレン
- 31 二硫化炭素
- 32 クロロピクリン
- 33 ジクロロメタン
- 34 1,2—ジクロロエタン
- 35 クロロホルム
- 36 塩化ビニルモノマー
- 37 酸化エチレン
- 38 砒（ひ）素及びその化合物
- 39 マンガン及びその化合物
- 40 ニッケル及びその化合物
- 41 カドミウム及びその化合物
- 42 鉛及びその化合物

### 条例別表第4 有害物質（第2条関係）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒（ひ）素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 ポリ塩化ビフェニル
- 10 トリクロロエチレン
- 11 テトラクロロエチレン
- 12 ジクロロメタン
- 13 四塩化炭素
- 14 1,2—ジクロロエタン
- 15 1,1—ジクロロエチレン
- 16 シス—1,2—ジクロロエチレン
- 17 1,1,1—トリクロロエタン
- 18 1,1,2—トリクロロエタン
- 19 1,3—ジクロロプロペン
- 20 チウラム
- 21 シマジン
- 22 チオベンカルブ
- 23 ベンゼン
- 24 セレン及びその化合物
- 25 ほう素及びその化合物
- 26 ふっ素及びその化合物
- 27 塩化ビニルモノマー
- 28 1,4—ジオキサン